

世田谷区

ヤングケアラーに関する実態調査

調査結果報告書

令和4年9月

世田谷区

目 次

I. 調査概要.....	1
1. 調査目的.....	1
II. 小学生の生活に関するアンケート調査	2
1. 実施概要.....	2
(1) 調査対象.....	2
(2) 調査方法.....	2
(3) 調査期間.....	2
(4) 回答状況.....	2
2. 調査結果（単純集計）	3
(1) 基本情報.....	3
(2) 普段の生活について	6
(3) 家庭や家族のことについて	9
3. 追加分析.....	22
(1) 家族の世話の有無による学校生活等の状況.....	22
(2) 性別による世話の状況の違い	26
(3) 家族構成による世話の状況の違い	32
(4) 世話をしている頻度による生活状況等	36
(5) 世話を必要としている家族の世話の状況等	42
(6) 世話の理由別の世話をすることによる生活への影響等	49
(7) 世話をすることについて感じていることによる世話の状況の違い	51
(8) 世話に関しての相談の状況	58
4. 自由意見.....	59
(1) 子どもの声	59
(2) 話を聞いてほしい、理解してほしい	59
(3) 要望、求める支援	59
(4) 家族のお世話をしている子どものために必要だと思う支援.....	60

III. 中学生の生活に関するアンケート調査	62
1. 実施概要.....	62
(1) 調査対象.....	62
(2) 調査方法.....	62
(3) 調査期間.....	62
(4) 回答状況.....	62
2. 調査結果（単純集計）	63
(1) 基本情報.....	63
(2) 普段の生活について	66
(3) 家庭や家族のことについて	70
(4) ヤングケアラーについて	87
3. 追加分析.....	88
(1) 家族の世話の有無による学校生活等の状況.....	88
(2) 性別による世話の状況の違い	93
(3) 家族構成による世話の状況の違い	101
(4) 世話をしている頻度による生活状況等	106
(5) 平日 1 日あたりの世話に費やす時間による生活状況等	107
(6) 世話を必要としている家族の世話の状況等	114
(7) 世話の理由別の世話をすることによる生活への影響等	125
(8) 世話をすることについて感じていることによる世話の状況の違い	129
(9) 世話に関しての相談の状況	136
(10) ヤングケアラーについての知識と世話の有無	137
4. 自由意見.....	138
(1) 世話をしている家族がいると回答した人の自由意見	138
(2) 世話をしている家族がないと回答した人の自由意見	141

IV. 高校生世代の生活に関するアンケート調査	143
1. 実施概要	143
(1) 調査対象	143
(2) 調査方法	143
(3) 調査期間	143
(4) 回答状況	143
2. 調査結果（単純集計）	144
(1) 基本情報	144
(2) 普段の生活について（通学している人、通学しながら働いている人）	148
(3) 普段の生活について（働いている人、通学しながら働いている人）	152
(4) 普段の生活について（家で過ごしている人）	156
(5) 家庭や家族のことについて	157
(6) ヤングケアラーについて	174
3. 追加分析	175
(1) 家族の世話の有無による学校生活等の状況	175
(2) 性別による世話の状況の違い	180
(3) 家族構成による世話の状況の違い	187
(4) 世話をしている頻度による生活状況等	192
(5) 平日1日あたりの世話に費やす時間による生活状況等	193
(6) 世話を必要としている家族の世話の状況等	201
(7) 世話の理由別の世話をすることによる生活への影響等	212
(8) 世話をすることについて感じていることによる世話の状況の違い	215
(9) 世話に関しての相談の状況	222
(10) ヤングケアラーについての知識と世話の有無	223
4. 自由意見	224
(1) 世話をしている家族がいると回答した人の自由意見	224
(2) 世話をしている家族がないと回答した人の自由意見	227

V. 資料	229
1. 調査票	229
(1) 小学生.....	229
(2) 中学生.....	244
(3) 高校生世代.....	264
2. 依頼文	288
(1) 小学生.....	288
(2) 中学生.....	294
(3) 高校生世代.....	300

I. 調査概要

1. 調査目的

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。ヤングケアラーは、勉強や遊びに対する時間がとれず、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性がある。

国は、令和2年度に中学2年生及び高校2年生を、令和3年度には小学6年生と大学3年生を対象とした、ヤングケアラーに関する全国調査を行った。

これを受け、区においても子どもが適切な養育を受け、健やかな成長と教育の機会を得られるようになるとともに、子どもが介護・世話をしている家族等を必要な支援につなげるための施策立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、区立小学校4～6年生、中学校1～3年生および高校生世代に対し、本調査を実施した。

また、本調査を通じて、子どもたちに子どもの権利やヤングケアラーに関する啓発を行い、気づきを促すことも目的としている。